

入札公告

(建築のためのサービスその他の技術的サービス(建設工事を除く))

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本業務に係る落札決定及び契約締結は、当該業務に係る令和7年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とする。

令和7年4月2日

支出負担行為担当官

札幌開発建設部長 平山 大輔

1 業務概要

- (1) 業務名 一般国道230号 札幌市 石山南16条西交差点改良外用地調査等業務(電子入札対象案件)
(電子契約対象案件)

(2) 業務目的

本業務は、札幌開発建設部における一般国道230号 札幌市 石山南16条西交差点改良工事及び一般国道453号 札幌市 石山東2丁目3交差点改良工事に伴い、必要な事業用地の取得等のために支障となる物件等の適正で公正な補償額を得るための調査算定を行うことを目的とする業務である。

(3) 業務内容

本業務は、以下に掲げる内容を行うものである。

- ア 木造建物調査・算定 1棟
- イ 非木造建物調査・算定 1棟
- ウ 附帯工作物調査・算定 17戸、5箇所
- エ 附帯工作物算定(見積) 3箇所
- オ 建物等の残地移転要件の該当性の検討 4権利者
- カ 営業調査・算定 3事業所
- キ 動産(店舗)調査・算定 2店舗
- ク 動産(倉庫)調査・算定 2事業所
- ケ その他通損に関する算定 3世帯、24所有者
- コ 消費税調査 17事業者
- サ 所要作業時間等調査 1業務

(4) 技術提案に関する要件

業務を実施するに当たって、競争参加資格確認申請書を提出する者(以下「競争参加資格確認申請者」という。)は、創意工夫を発揮し、質の向上に努めるため、以下の視点から提案を行う。

ア 業務の実施方針に関する提案

競争参加資格確認申請者は、本業務の実施方針等の記載にあたって、以下に示す事項について、最も効果的、重要と考えられる実施内容(着目点)を1項目記載し、その理由及び対応方針を具体的に記載すること。

物件等の調査算定を適切に実施するための方策

(5) 成果物について

成果物は、特記仕様書のとおりとする。

(6) 履行期間 契約締結日の翌日から令和8年1月16日まで。

- (7) 本業務は、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
- (8) 本業務は、契約手続にかかる書類の授受を原則として電子契約システムで行う対象業務である。
- なお、電子契約システムによりがたい場合は、紙契約方式に代えるものとする。
- (9) 本業務は、技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用業務のうち、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う履行体制確認型総合評価落札方式の試行業務である。
- (10) 本業務は、低入札業務における品質確保対策の試行対象業務であり、特記仕様書に記載する品質確保対策が履行されない場合は、業務成績評定に厳格に反映するとともに指名停止等の措置を講ずることがある。
- (11) 本業務は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う業務である。

2 競争参加資格

- (1) 競争参加資格確認申請者は、次に掲げる資格を満たしている者であること。
- ア 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下、「予決令」という）第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- イ 北海道開発局における業種区分「補償関係コンサルタント」に係る令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていること。
- また、一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていない者も競争参加資格確認申請書を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時ににおいて、上記の一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていなければならない。
- ウ 北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年4月1日付け北開局工第1号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- エ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係が無いこと。（入札説明書参照）
- オ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- カ 法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- キ 労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料等の滞納がないこと。
- ク 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（イの再決定を受けた者を除く。）でないこと。
- ケ 北海道内に営業拠点（本店、支店又は営業所）を有するものであること。
- なお、営業所等に関する確認資料の提出を求めることがある。
- コ 「補償コンサルタント登録規程」（昭和59年9月21日建設省告示第1341号。以下「登録規程」という。）第2条第1項の別表に掲げる登録部門のうち、物件部門及び営業補償・特殊補償部門において登録を受けていること。
- (2) 競争参加資格確認申請者に関する要件
- ア 業務実施体制に関する要件
業務の分担構成が不明確又は不自然でないこと。
- イ 業務実績に関する要件

競争参加資格確認申請者は、以下のいずれかの実績を有する者とする。

- (ア) 平成27年度以降入札公告日までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない。）のうち、国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社又は土地収用法第3条各号の一に規定する事業を行う者が発注した、登録規程第2条第1項の別表及び「補償コンサルタント登録規程の施行及び運用について」（令和2年12月23日国不用第35号。以下「運用通知」という。）記1の別紙に掲げる登録部門のうち、物件部門又は営業補償・特殊補償部門のいずれかに係る業務（以下「同種業務」という。）について、北海道内で1件以上の実績を有すること。

ただし、北海道開発局発注業務（北海道開発局発注業務の実績がない場合は、地方整備局、国土技術政策総合研究所、国土地理院及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務）の業務成績が60点未満の場合は実績として認めない。

- (イ) 平成27年度以降入札公告日までに完了した業務のうち、中間貯蔵施設整備事業について環境省が発注した同種業務について、同省の証明を受けた1件以上の実績を有すること。

ウ 業務成績に関する要件

令和4年度から令和5年度末までに完了した業務のうち、北海道開発局発注の補償関係コンサルタント業務の平均業務評定点が60点未満でないこと。ただし、当該業務成績がない場合は、この限りではない。

- (3) 配置予定管理技術者に対する要件は、以下のとおりとする。

ア 配置予定管理技術者の資格等

下記(ア)、(イ)、(ウ)及び(エ)の全ての条件を満たす者であること。

なお、下記(イ)及び(ウ)における対象期間中に出産・育児等の真にやむを得ない事情により休業を取得していた場合には、休業期間に相当する日数を対象期間に加えることができる。この場合、休業を証明できる書類を添付すること。

- (ア) 次のいずれかの資格等を有する者。

- a 登録規程第2条第1項の別表に掲げる登録部門のうち、物件部門又は営業補償・特殊補償部門のいずれかの部門の「補償業務の管理をつかさどる専任の者（補償業務管理者）」。
- b 一般社団法人日本補償コンサルタント協会が定める「補償業務管理士研修及び検定試験実施規程」（平成3年3月28日理事会決定。以下「実施規程」という。）第3条に掲げる登録部門のうち物件部門又は営業補償・特殊補償部門のいずれかの部門において実施規程第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士。
- c 登録規程第2条第1項の別表に掲げる登録部門のうち、物件部門又は営業補償・特殊補償部門のいずれかの部門に係る補償業務に関し7年以上の実務経験を有する者。
- d 運用通知記2(5)に定める者のうち、「補償業務全般に関する指導監督的実務経験3年以上を含む20年以上の実務の経験を有する者」。
- e 公益社団法人土地改良測量設計技術協会が認定し、土地改良補償業務管理者等登録名簿に登録された土地改良補償業務管理者。

- (イ) 配置予定管理技術者に必要とされる同種業務の実績

平成27年度以降入札公告日までに完了した同種業務について、1件以上の実績を有すること。

業務実績には、担当技術者として従事した同種業務の経験又は発注者として従事した同種業務の経験も実績として認める。

ただし、北海道開発局発注業務（北海道開発局発注業務の実績がない場合は、地方整備局、国土技術政策総合研究所、国土地理院及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務）の業務成績が60点未満の場合は実績として認めない。

また、再委託による業務及び照査技術者として従事した業務の実績も認めない。

- (ウ) 令和2年度から令和5年度末までに完了した業務について、管理技術者として従事した北海道開発局発注の補償関係コンサルタント業務（北海道開発局発注業務の実績がない場合、地方整備局、国土技術政策総合研究所、国土地理院及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務）の平均業務評定点が60点未満でないこと。ただし、当該業務成績がない場合は、この限りではない。

(エ) 手持ち業務量

令和7年4月2日現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む）が5億円未満かつ10件未満である者。ただし、本業務において担当技術者を兼務する場合は、手持ち業務量（本業務及び特定後未契約のものを含む）が5億円未満かつ10件未満である者。

手持ち業務とは、管理技術者、又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の業務をいう。

なお、複数年契約の業務の場合は、契約金額を履行期間の総月数で除し、当該年度の履行月数を乗じた金額とする。設計共同体として受注した業務の契約金額は、総契約金額に出資比率を乗じた金額（分担した業務の金額）とする。

令和7年4月2日現在での手持ち業務のうち、北海道開発局、地方整備局、国土技術政策総合研究所、国土地理院及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注の建設コンサルタント業務等において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、手持ち業務量の契約金額を5億円から2.5億円に、件数を10件から5件にするものとする。その上で、予定管理技術者が手持ち業務量の制限を満たすことが確認できない場合には、「北海道開発局競争契約入札心得について」（平成24年3月28日北開局工管第250号）第6条第1項第11号の規定により、入札に関する条件に違反した入札として、その入札を無効とするものとする。

また、本業務の履行期間中は管理技術者の手持ち業務量が契約金額で5億円、件数で10件（令和7年4月2日現在での手持ち業務に、北海道開発局、地方整備局、国土技術政策総合研究所、国土地理院及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注の建設コンサルタント業務等で調査基準価格を下回る金額で落札したものがある場合には、契約金額で2.5億円、件数で5件）を超えないこととし、超えた場合には、遅延なくその旨を報告しなければならない。その上で、以下のaからdまでの全ての要件を満たす管理技術者に交代させる措置請求を行う。管理技術者等を交代せず業務の履行を継続した場合は当該業務の業務成績評定に厳格に反映させるとともに悪質と認められる場合は指名停止等の措置を講ずるものとする。

- a 当該管理技術者と同等の同種業務実績を有する者
- b 当該管理技術者と同等の技術者資格を有する者
- c 当該管理技術者と同等以上の業務成績平均点を有する者
- d 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

(4) 配置予定管理技術者相当の担当技術者の配置要件

本業務の入札額が調査基準価格を下回る金額であった場合においては、予定管理技術者とは別に、以下のアからエまでの全ての要件を満たす担当技術者を1名配置する

こととし、低入札価格調査時にア、イ及びエが確認できる書面を提出すること。その上で、全ての要件を満たす担当技術者を配置することが確認できない場合には、「北海道開発局競争契約入札心得について」（平成24年3月28日北開局工管第250号）第6条第1項第11号の規定により、入札に関する条件に違反した入札として、その入札を無効とするものとする。

ア 予定管理技術者と同等の同種業務実績を有する者

イ 予定管理技術者と同等の技術者資格を有する者

ウ 予定管理技術者と同等以上の業務成績平均点を有する者

エ 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

(5) 競争参加資格確認申請書に関する要件

競争参加資格確認申請書において、内容がほとんど記載されていない、又は提案内容等が判断できない場合は競争参加資格がないものとする。

3 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

入札参加者は、価格及び技術提案書をもって入札をし、次の各要件に該当するもののうち、下記(2)総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

ア 入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。

なお、予定価格は設計図書に基づき算出するものとする。ただし、国の支払の原因となる契約のうち予定価格が1,000万円を超える請負契約について落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

イ 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。

ウ 上記において、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定する。

(2) 総合評価の方法

ア 評価値の算出方法

評価値の算出方法は以下のとおりとする。

評価値＝価格評価点＋技術評価点

イ 価格評価点の算出方法

価格評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

価格評価点＝（価格評価点の配分点）×（1－入札価格／予定価格）

なお、価格評価点の配分点は60点とする。

ウ 技術評価点の算出方法

技術提案書の内容に応じ、下記(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)の評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。

なお、技術評価点の満点は60点とする。

(ア) 参加表明者（企業）の経験及び能力

- (イ) 配置予定管理技術者の経験及び能力
- (ウ) 実施方針など
- (エ) 賃上げの実施表明
- (オ) 技術提案等の履行確実性

技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

技術評価点 = 60点 × (技術評価の得点合計 / 技術評価の配点合計)

技術評価の得点合計 = ((ア)に係る評価点) + ((イ)に係る評価点) + ((エ)に係る評価点) + ((ウ)に係る評価点) × ((オ)の評価に基づく履行確実性度)

エ 詳細は、入札説明書による。

4 入札手続等

(1) 担当部局

〒060-8506 北海道札幌市北2条西19丁目

北海道開発局札幌開発建設部契約業務課入札スタッフ上席専門官

電話 011-611-0194 (内線2249)

(2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

令和7年4月2日から令和7年6月3日までの行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91条）第1条に規定する行政機関の休日を除く毎日、9時00分から17時00分（最終日は入札書受付締切予定時刻である11時00分）まで、電子入札システムより交付する。ただし、紙入札により参加を希望する場合は、あらかじめその旨を上記4(1)へ電話で申し込むこと。申し込み受付後、交付する。

(3) 競争参加資格確認申請書及び賃上げ表明書の受領期限、提出先及び提出方法

令和7年4月2日9時00分から令和7年4月17日11時00分までに、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙により持参、書留郵便（提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）若しくは電子メール等（着信を確認すること。）により提出すること。提出先は4(1)に同じ。

(4) 競争参加資格確認申請書に関する書類審査の実施

書類審査では申請書類に記載された内容の確認を行う。

また、必要に応じ、以下の事項についてヒアリングを実施する場合がある。

ア 実施場所：北海道開発局札幌開発建設部

イ 実施時間：別途通知

ウ ヒアリング時間：別途通知

エ 出席者：配置予定管理技術者

オ ヒアリングにおける質疑応答内容

(ア) 配置予定管理技術者の経歴について

(イ) 配置予定管理技術者の業務実績について

(ウ) 取り組み姿勢（業務の着眼点・実施方針）について

(5) 競争参加資格確認の通知日

競争参加資格の有無の通知は令和7年5月14日（水）を予定する。

(6) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書は、令和7年6月3日（火）11時00分までに、電子入札システムにより、提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙により持参すること。

開札は、令和7年6月5日（木）北海道開発局札幌開発建設部入札室において行う。

5 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、競争参加資格確認申請書に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要。

(5) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4(1)に同じ。

(6) 技術提案書（履行確実性の審査に必要な部分に限る。）のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある（入札説明書参照）。

(7) 本業務に関わる落札決定及び契約締結は、令和7年6月5日を予定しているが、予算成立が令和7年6月6日以降となった場合は、予算成立日に落札及び契約する。

また、暫定予算となった場合、予算措置が全額計上されているときは全額の契約とするが、予算措置が暫定予算の期間分のみ計上されているときは暫定予算の期間分の契約とする。

(8) 詳細は入札説明書による。